

教育委員会会議録

(臨時会)

平成31年3月14日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|---------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成31年3月14日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 欠 | 席 | 委 員 | 武 田 ちあき |
| 6 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 |
| | | | 管理部長 | 矢 部 武 |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 教育政策室長 | 野 津 吉 宏 |
| 7 | 会 | 議 | 録署名委員 | 大 谷 幸 男 |

8 議事等の概要

細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 いらっしゃいません。

細田教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。
本日の議事につきまして、当初予定しておりました議案第21号は
取り下げとさせていただきます。また、議案第20号は人事に関する
案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います
が、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第20
号は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、公開議案であります議案第22号、19
号を行い、その後、非公開議案であります議案第20号を行います。

議案第22号 第2期さいたま市教育振興基本計画の策定について

細田教育長 それでは、議案第22号につきまして、事務局から説明をお願いし
ます。

教育政策室長 本計画は、平成31年度から開始する、10年間を計画期間とした、
本市の新しい教育振興基本計画でございます。

本計画の素案につきましては、昨年11月の教育委員会会議におい
て報告をさせていただきましたので、本日は、その後の検討経緯や修
正点等を中心に説明をさせていただきます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料1「第2期さいたま市教
育振興基本計画策定 スケジュールについて（平成30年度後半の振
り返り・今後）」を御覧ください。

本資料の中ほどにございます、11月22日の教育委員会会議での
素案報告・了承以降、11月27日に市議会の正副議長・文教正副委
員長への事前レクチャーを経て、12月7日には、「さいたま市議会
の議決すべき事件等に関する条例第3条第2項」の規定に基づき、文
教委員会において素案の議会報告を行いました。その後、12月20
日から1月21日までパブリック・コメントを実施し、市民等からの
御意見をいただき、計画案の一部に反映したところでございます。

市議会2月定例会におきまして、新年度予算案の説明である教育行政方針演説が教育長によって行われた後、代表質問及び議案外質問を受け、本計画案に議会からの指摘や意見を反映したところでございます。

さらに、2月25日には、それらの反映部分について、有識者会議及び庁内検討会議にて検討を行い、2月28日の教育長及び教育委員への事前レクチャーを経まして、本日の議案提出に至ったところでございます。

本日、教育委員会会議での議決をいただけますと、本計画の策定となります。その後、直ちに印刷・製本の工程に入り、3月26日予定の教育長定例記者会見を皮切りにプレス発表を行うなど、様々な機会を活用して広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、資料2「議会指摘、パブリック・コメント、時点更新等を踏まえての修正箇所一覧」を御覧ください。

はじめに、本計画の10ページについては、特別支援学校高等部学習指導要領の改訂が2月に行われたことから、時点更新をしております。

次に、13ページについては、「浦和中学校を除く」という表現を加え、特別支援学級の設置見込みについて正確に記載いたしました。

次に、20ページについては、パブリック・コメントでの市民意見を踏まえた修正となっております。中学生の職場体験活動について、教育委員会としての地域の受入れ事業所の拡充に向けた取組を推進していくという観点から、より踏み込んだ記載に修正しております。

次に、40ページについては、「板挟み」を「ジレンマ」に文言修正し、二者択一を迫られてどちらにすることもできない状態にあることを示しながら、本市の教育が目指す人間像の解説を一部修正しております。

次に、45ページについては、議会からの指摘を踏まえ、教育基本法第2条第5号において教育の目標を定める「我が国」という法律の文言を、Globalを実現するためのポイントとして記述に加えたものでございます。

次に、55ページについては、平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果が出たことによる時点修正となっております。

次に、57ページについては、平成30年度の研修参加者数の確定による時点修正を行うとともに、既に実績が目標値を上回っている目標指標について上方修正を行ったものでございます。

次に、76ページ及び79ページについては、平成31年度教育行政方針との整合を図るとともに、事業の進捗に応じた説明の時点更新を行っております。

次に、82ページについては、平成30年度のアンケート結果が出たことによる時点修正となっております。

次に、97ページについては、既に実績が目標値を上回っている目標指標について上方修正を行ったものでございます。

次に、99ページについては、部活動指導員配置事業が教員の負担軽減を図ることを目的の一つとしていることを踏まえ、その記載を一部加筆しております。

最後に、102ページについては、自転車運転免許制度等が中等教育学校でも実施されることによる記述を加えるとともに、条例名を正しく記載したことによる修正でございます。

結びになります。本計画に掲げました、本市の教育が目指す人間像「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」の実現に向け、基本理念「人生100年時代を豊かに生きる『未来を拓くさいたま教育』の推進」の下、様々な施策を積極的に展開してまいります。

議案の説明は以上でございます。

大谷委員

年度ごとや半期ごとなど何らかの進捗状況を具体的にどう確認し、公表していくのか、あるいは教育委員会に報告するのでしょうか。

教育政策室長

アクションプランに掲げている事業については年度ごとにしっかりと指標に基づいて振り返りを行い、総合振興計画との整合を図りながら次年度に向けての方策を立てていきたいと思っております。

大谷委員

企業だと3年や5年単位での計画をその都度上方修正していくような場合があるはずですが、数値については進捗状況を見ながら修正していくのでしょうか。

教育政策室長

例えば68ページを御覧ください。こちらにはグローバル・スタディ推進事業が一つの例として載っていますが、こちらの目標指標である、「1 中学校3年生で英検3級以上相当の英語力を有すると思われる生徒の割合」について、これは国の指標でもあって、国が2020年度までに50%ということですので、本市では2018年度は60%の目標を掲げたわけですが、現状は速報値で75.5%が出ていて、もう達しております。そのため、2019年度、2020年度については、上方修正をかけなければいけないということになります。

これらについては総合振興計画との関係がありますので、総合振興計画の方で照会をかけてくるタイミングに合わせてこちらの事業の所管課に照会をかけた上で、現状値、実績値、目標修正が必要かどうかなど、フォローアップしていくということでございます。

野上委員 一般的に、総合的な計画とそれぞれの部署の計画の整合性が欠ける場合があって、市全体の施策とのリンクがわかる案内図があれば市民に対して分かりやすいと思います。

教育政策室長 教育委員会内だけでなく、市全体も含めた諸計画との整合性とその示し方について今後確認していきたいと思います。

細田教育長 それでは、議案第22号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第19号 さいたま市学校運営協議会規則について

細田教育長 続きまして、議案第19号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育政策室長 本規則は、平成31年度から市内小・中・高等学校7校にて本格実施いたします「コミュニティ・スクール」に係る規則であります。

規則の説明に入る前に、本年度、その7校をモデル校として指定し、学校運営協議会準備委員会を開催してまいりましたので、その様子について少し報告させていただきたいと思います。

モデル校では、大きく2つの取組を行ってまいりました。1つ目は、アセスメントの実施でございます。教職員、保護者、学校と関わりのある地域住民を対象にアンケートを実施し、その結果について熟議してまいりました。その中では、学校からは「情報発信が不足していた。もっと発信すべき」や、地域からは「本来、家庭教育で担うべきことが学校任せになっていた」など、新たな気づきが共有され、互いの立場や果たすべき役割への理解が深められたと感じております。

2つ目は、校長が学校の経営方針等を説明した上で、学校や児童生徒、地域の実態等を踏まえながら、「子どもたちにどのような力を身に付けさせたいか」「そのためにはどのような取組ができるのか」等について熟議してまいりました。その中では、「基礎学力を向上させるためにどんなことができるか」「子どもたちの情操を豊かにするために地域で音楽会を開催してみてもどうか」など、それぞれの実態に応じた意見が活発に出され、平成31年度は、各モデル校において、

これらの取組を実践する予定となっております。

それでは、規則の説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。本規則は、学校運営協議会制度を規定した地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び国の示した規則例、また他の政令市における規則等を参考に作成してまいりました。

第1条「趣旨」は記載のとおりでございます。

第2条「定義」として、(1)～(3)、そして本市の特色として、(4)に社会教育法に規定する地域学校協働活動を推進する体制として「地域学校協働本部」、いわゆるスクールサポートネットワークを定義しております。

第3条「協議会の役割」として、協議会は、さいたま市教育委員会及び対象学校の校長の権限及び責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを記載しております。また、同じく本市の特色といたしまして、第2項に、協議会は、その目的に資するため、スクールサポートネットワークと密接な連携を図ることを記載しております。

第4条「設置」として、学校ごとに協議会を設置すること。ただし、小・中一貫教育の効果的な推進など、中学校区内における複数の学校間の連携を図るため、複数の学校において、一つの協議会を設置することもできることを記載しております。

第5条「学校運営に関する基本的な方針の承認」として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会の承認を得なければならないこととして定められている事項を踏まえ、校長は、(1)～(5)について、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならないことを記載しております。

第6条「学校運営等に関する意見の申出」として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、協議会は、学校運営全般について教育委員会又は校長に意見を述べるができること、職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める中において、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができること、の2つが定められており、その趣旨を踏まえ記載しております。第2項には、職員の採用その他の任用に関する事項については、特定の個人に対する事項を除き、第5条に示した校長が作成し承認を得た基本的な方針の実現に資する範囲において、校長を経由し、教育委員会に意見を述べるができることを記載しております。

第7条「学校運営等に関する評価」として、協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うことを記載しております。

第8条「住民の参画の促進等のための情報提供」として、協議会は、地域住民、保護者等の理解、協力、参画等を促進するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供することを記載しております。

第9条「協議会の構成等」として、(1)～(8)について、15人以内、又は複数の学校について一の協議会を置く場合は、30人以内として、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命することを記載しております。なお、身分は非常勤の特別職とし、任期は1年となります。

その他、第10条「会長及び副会長」として、委員の互選による会長・副会長の設置について、第11条「会議」として、会議の開催及び議決について、第12条「研修等」として、教育委員会による研修等の開催について、第13条「協議会の適正な運営を確保するための措置等」として、教育委員会による指導助言等について、第14条「守秘義務等」、第15条「委員の解任」について記載しております。

最後に、第16条「委任」として、この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定めることを記載しております。今後、本規則の運用上の留意事項について定める予定でございます。

結びになります。学校・家庭・地域それぞれが「教育の当事者」として、ともに子どもを育て、ともに地域を創る、「子どもと向き合い、地域と向き合い、未来と向き合う」コミュニティ・スクールの実現を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

細田教育長

コミュニティスクールの設置について、地教行法では学校の人事についても協議会が意見を述べるができるということになっており、各自治体がどう扱うかというところですが、本市では、校長が組織の編成に関することを協議会に諮ったところにおいて何らかの御意見が出た場合に、校長を通して教育委員会に申し述べるができるという形に収めたところでございます。

大谷委員

一番心配なのが、校長の管理運営権との衝突がないのかどうか、例えば今の組織編制、人事の件など、承認を得るといのはどこまでなのか確認させてください。

教育政策室長

その点に関しては研究を重ねてまいりました。他の自治体では校長の権限との衝突は見られないと聞いているところでございます。ただし、学校評議員とは異なりますので、それとの違いはしっかりとった上で、校長の権限の下、委員の意見を聞いて学校運営の改善を図

りたいと考えております。

細田教育長

組織の編成ということで、例えば学年主任や担任についてもこの学校運営協議会が意見を述べるができることとすると、校長に委ねられている校務運営の権限との衝突が当然起きてくると思います。我々はその整理整頓をしていかなければならないと思っています。高校の校長は5年後、10年後を見据えて、本校は人事的にはこの年齢層の教員が必要であるなどという人事案を描くわけです。そういったレベルでの御意見をいただくということで我々は仕切っていきたいと思っています。

細田教育長

それでは、議案第19号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第20号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後3時20分